

主な指摘事項【短期入所】

区分	項目	指摘内容	文書指摘 件数
運営	内容及び手続の説明 及び同意	重要事項説明書について、以下の点につき修正すること。今後については修正を行った重要事項説明書にて同意を得ること。すでに同意を得た利用者については、修正があることを説明し同意を得ること。 ①事業の主たる対象とする障害の種類を運営規程に準じた内容とすること。	1件
運営	サービスの提供の記録	サービスの提供を行った際は、利用者ごとに提供日、具体的な支援の内容その他必要な事項をサービスの提供の都度記録すること。 サービスの提供の記録については、サービスの提供を行ったことについて利用者からの確認を得ること。 サービスの提供の記録についてはサービスの提供の完結の日から5年間事業所において保管すること。	1件
運営	利用者負担額等の受領	障害福祉サービス等において提供される便宜に要する費用のうち、以下のものについて、費用の内訳及び積算根拠が長期間にわたって見直されておらず不明確であるため、当該費用の内訳及び積算根拠を明らかにした上で運営規程に定めること。また、当該費用の受領について、重要事項説明書等に明記するなどにより利用者又はその家族等に事前に説明を行ったうえで、その同意を得ること（積算根拠の算定の結果、事業者による負担が生じている場合も同様とする）。 ①光熱水費に係る利用料（光熱水費に相当する額とする） ②日用品費	1件
運営	身体拘束等の禁止	身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じること。 ①従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。	1件
運営	事故発生時の対応	サービスの提供により発生した事故について、被害を受けた利用者が医療機関等を受診した場合には、当該利用者の支給決定を行っている市町村に対し、すみやかに事故報告書を提出すること。	1件
報酬	身体拘束廃止未実施減算	当該減算については、身体拘束等に係る記録が行われていない場合及び身体拘束等の適正化を図るための措置を講じていない場合のいずれかに該当する事実が生じた場合に、速やかに改善計画を市に提出した後、事実が生じた月から3ヶ月後に改善計画に基づく改善状況を報告するとともに、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、利用者全員について所定単位数から減算することとしている。については、実地指導において、身体拘束等の適正化のための研修を定期的（年1回以上）実施していない事実が確認されたため、事実が生じた月の翌月となる利用分から改善報告において改善が認められた月までの間、利用者全員について、身体拘束廃止未実施減算を適用すること。	1件